

## 滋賀県未来投資支援事業（第2弾） 制度概要

予算額：17.1億円

目的	事業者が行う <u>生産性向上や新事業展開、人材育成の取組</u> を後押しすることで、 <u>賃上げの原資となる付加価値額の増加を図り、持続的な賃上げに繋げていく。</u>
対象事業者	滋賀県内に事務所または事業所を有する <u>中小・小規模事業者</u> ※業種は問わない (みなし大企業を除く)
補助対象事業	①生産性向上（高効率装置への更新による業務能率向上、DXによる生産・業務の効率化、省人化等） ②新事業展開（新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ、事業転換・業種転換・業態転換等） ③人材育成（従業員のリスキリングに資する教育訓練等の受講等）

### < 第1弾、第2弾の比較 >

※賃上げ枠：一定の賃上げを実施した場合に補助率もしくは補助上限額を引き上げ

		第1弾	第2弾
補助 上限額	通常枠	50万円	<b><u>100万円</u></b>
	賃上げ枠①	100万円	<b><u>200万円</u></b>
	賃上げ枠②	50万円	<b><u>100万円</u></b>
補助 下限額	通常枠	20万円	<b><u>15万円</u></b>
	賃上げ枠①		
	賃上げ枠②		
補助率	通常枠	2分の1	同左
	賃上げ枠①	2分の1	同左
	賃上げ枠②	3分の2	同左
賃上げ枠適用要件	平均賃金を前年12月時点と比べて 2.5%以上引き上げ	平均賃金を前年12月時点と比べて <b><u>3.5%以上</u></b> 引き上げ	
補助金申請期間	①R6.3.22～5.22 ②R6.6.17～8.23（4か月間）	<u>R7.4月下旬～7月下旬（3か月間）</u> ※予算の上限に達し次第、期間中でも申請受付を終了する場合があります※	
事業実施期間	R6.5月下旬～12月下旬（7か月間）	<u>R7.5月下旬～12月下旬（7か月間）</u>	